

『総合支援資金^{※1}』は、失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人を対象に生活の立て直しや経済的自立を支援するため、賃貸住宅入居時の敷金・礼金や、生活資金などを貸付ける制度です。

門真市社会福祉協議会(以下、社協)では年間約600件の貸付相談を受けており、その中の1つを紹介します。

多職種が連携して支援

「生活が成り立たずに困っている」と、社協へ一本の電話。相談者は自営業を続けてはいるが自宅の電気やガスは止めら

れ、家賃も滞納し退去を迫られており、廃業してでも生活を立て直したいと考えていました。

『総合支援資金』などの資金貸付と『住宅支援給付^{※2}』の支援方法を提案するとともに、緊急性が高いことから、社会貢献事業のスタッフとも連携。社会貢献事業ではライフラインの復旧と当面の食材の提供。同時に住居探しの支援も行いました。後日、相談者は新しい住居を構え、『総合支援資金』の生活費などが貸付けられ、一時的ですが生活が安定したことで、集中して就職活動に取り組みることができ、数カ月後には就職先が決まりました。

「貸付相談を通して、相談者と一緒に生活再建に取り組んでいけることがうれしい」そう語るのは、貸付業務を担当して3年目の好川修平さん。



貸付・生活困窮者支援担当
好川修平さん

貸付は時代を映す 社協が貸付をする意義とは

門真市社会福祉協議会

食材提供が 強み

Food offer

以前は善意銀行から現金の形で渡していましたが、支援の効果が把握しづらく、平成21年度からは食材を提供することで緊急時に、次の収入確保までの即応的な対応として大きな効果をもたらしています。

貸付相談で 関係性を築く

好川さんは自身の離職中など辛い時に相談に行けなかった経験から、社協まで相談に来てくれる人には「自分の辛い状況を話すのは勇気のいること。だからこそ、助けてほしいとSOSを出せる場でありたい」と考えています。

「思い悩んで相談に来てくれ

※1『総合支援資金』

対象者

- 1) 減収や失業などが原因で生活に困窮している
- 2) 住居がある、または住居がない場合は住宅支援給付の申請を行い住居の確保が見込まれる
- 3) 公的な給付・貸付を受けることができず、生活費をまかなうことができない
- 4) 低所得世帯
- 5) 社協やハローワークなどから、貸付後の継続的な支援を受けることに同意する
- 6) 貸付と相談支援により自立した生活を営み返済が見込めるなどの条件をみたす人

貸付額

生活支援費 [単身世帯………上限月額15万円
2人以上の世帯…上限月額20万円
住宅入居費(敷金・礼金等)…上限40万円 など

※2『住宅支援給付』

離職者のうち住宅を失った、または失うおそれのある人に対し、地方自治体とハローワークによる就職支援を受けながら、地方自治体から賃貸住宅の家賃のための支給を受けることができる制度。

貸付業務を 組織として受け止める

課長の藤江冬人さんは「社協にとっては、貸付相談も地域住

民の生活課題を聞き取る一つの窓口と考えます。

住居を失ったからの相談の増加など、貸付の相談内容には社会情勢が如実にあらわれますが、貸付の要件に合わない相談者を、どう支援するかが私たち社協には求められます。貸付以外の支援方法として善意銀行の食材支援も一つです。今後は生活困窮者の支援のためのモデル事業を通し、一層相談者との伴走型支援が可能となると考えます」と語ります。